

具体的な指定袋制度の方向性について

1. 現行の指定袋制度における現状と課題

現 状

- 収集回数をベースに指定袋を無料配布
- 町会を通じ名簿管理（世帯人数等の把握）及び町会未加入者への周知
- 不足が生じた場合、申請用紙に住所、氏名、不足の理由等を記載の上で受領可能
- 余った指定袋については、本庁・出張所等で返却

課 題

- 世帯人数による配慮を可燃用指定袋で行っている。
- 世帯構成（世代・人数等）の多様化への対応
- 減量に取り組む世帯とそうではない世帯との公平性が担保されていない。
- 発生抑制・排出抑制への意識

2. 超過量有料制と市認定指定袋制度との比較

制度運営面

家庭からのごみ排出量は、世帯人員、世帯年齢構成等により変化する。超過量有料制の場合、それぞれの世帯の実情を把握し、個々に対応した一定量の無料（又は定額負担）のごみ袋枚数を設定・配付する必要がある。このため、世帯の実情把握とともに、それに応じた一定量のごみ袋や引換券配付のための事務処理負担が大きい。

一方、市認定指定袋制度では、それぞれの世帯におけるニーズに応じて、必要な指定袋を購入することになり、事務処理負担が小さい。

ごみ減量効果

超過量有料制の場合、ごみ減量を促進するため、現在平均的に使用されている枚数よりも少なめに配付する必要があるが、減量目標を達成するための枚数に削減した枚数の配付が難しい場合が多い。また、ごみの排出量そのものが世帯人数に必ずしも比例しているわけではないため、場合によっては一定量無料配付の設定そのものが当初から過大になってしまうことが多い。また、二段階方式（一定量定額負担）でない場合、無料のごみ袋が一定数配付されるため、この範囲では市民をごみ減量行動へ動機づけることが難しく、ごみ減量効果が発揮されにくい。

市認定指定袋制度の場合、低額ではあるもののごみ袋代が自己負担となるため、わずかではあるが減量効果が期待できる。また、市民のごみ減量行動への動機づけにもつながることが期待できる。

その他

超過量有料制の場合、世帯人数に応じて一定量の無料（又は定額負担）のごみ袋枚数を配付することになるが、実際に居住している人の把握そのものが困難となる。

結 論

指定袋のあり方を検討するにあたっては、①ごみの排出量に応じて公平性が確保される、②ごみ処理の現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、③ごみの発生・排出抑制につながる、④運用コストの抑制、につながるような制度となることが重要であり、超過量有料制と市認定指定袋制を比較した結果、市認定指定袋制の方に優位性が高いとの結論に至った。

3. 新たな指定袋制度案（認定指定袋制度）

考え方

現行の指定袋制度については、平成8年度の導入し、分別排出とそれに伴う資源化により、ごみ焼却量の削減と分別制度の定着に大きな役割を果たしてきた。

一方で、世帯構造の多様化、ライフスタイルの変化に対応するとともに、さらなるごみの減量・資源化、ごみの排出量による負担の公平性の確保、ごみ減量行動への動機づけにつながることに力点を置いた新たな指定袋制度とする。

認定指定袋制度の採用

八尾市がごみ袋の透明度、材質、袋表面の印刷内容等の規格を定め、袋の製造業者から申請されたごみ袋を認定する。認定されたごみ袋は市内のスーパー、ホームセンター、コンビニエンスストアなどの小売店で自由な価格で流通することを想定。

認定指定袋の範囲

認定指定袋の対象は可燃用袋、複雑用袋、埋立用袋とし、資源系（資源物、容器包装プラスチック、ペットボトル）については、ごみの減量・資源化へのインセンティブとして地域での啓発活動に応じた支援策を検討する（但し、支援策の範囲で足りない場合等については別途購入）。なお、資源系指定袋については、基本的には町会を通じた配付方法を踏襲する。

町会配付の位置づけ

町会配付分については、「地域におけるごみの減量・資源化への取り組みに対する地域への助成」と位置づけ、地域が主体となった啓発活動の促進を図る。

なお、町会配付の手法については様々に考えられるが、手法についてはクーポン券方式、指定袋の現物支給など検討の余地がある。

〔参考〕八尾市版認定指定袋制度の想定概要

	認定指定袋制度	
	ごみ(非資源系)指定袋	資源系指定袋
対象指定袋	可燃(燃やす)ごみ 複雑ごみ 埋立ごみ ※種類による区分を廃止し、1種類とする(排出物についてのチェック欄を設ける)	資源物 ペットボトル 容器包装プラスチック ※種類による区分を廃止し、1種類とする(排出物についてのチェック欄を設ける)
袋の種類(大きさ)	大、中、小の3種類程度	1種類
受領方法	スーパー、コンビニエンスストア等で購入	・スーパー・コンビニ等で購入(但し、町会での啓発活動の実施に応じて無料配付やクーポン券の支給なども検討の余地あり) ・町会配付(地域での啓発活動に対する助成という位置づけ)

4. 将来の方向性について

これまでの指定袋制度は分別排出の定着に主眼を置いた取り組みであったが、新たな指定袋制度については、ごみの減量・資源化のさらなる推進と排出量に応じての負担の公平性を図るという点に重きを置いており、市民に過度の負担を求めるのではなく、ごみの排出量に比例してごみに対する責任が大きくなるという市民意識の定着を図る。

なお、ごみに対する市民の責任の浸透度合いとして透認定指定袋制度による減量・資源化の状況を検証し、浸透効果が薄い場合にはごみ処理手数料の上乗せも念頭に入れ、さらなる指定袋制度の見直しを図る。